令和８年度

東近江市農業委員会
第６回（９月期）月例総会
議事録

１．開催日時　　令和８年９月 10 日（木）午前９時 50 分から午前 11 時７分

２．開催場所　　東近江市役所　新館313、314、315会議室

３．出席委員　35人　　欠席委員　５人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	欠
8	出	28	出
9	出	29	出
10	欠	30	出
11	出	31	出
12	出	32	欠
13	欠	33	欠
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出

議長（会長）	出

４．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議事上程

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第５号　土地改良事業参加の申出について
報告第１号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の報告について
報告第２号　田畑転換等農地の形状変更届出の報告について
報告第３号　農地法第３条の３第１項の規定による届出の報告について
報告第４号　農地の貸借権の合意解約の報告について

５．事務局職員

農業委員会事務局

局　長	出	主　事	出
参　事	出	主　事	出
副主幹	出		

農業水産課

主　査	出		
主　事	出		

６．会議の内容

議　長　それではただ今から、令和８年度 第６回（９月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は35名、欠席者数は５名（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇委員 ）ですので、この総会は成立致します。

それでは、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。議席番号６番〇〇〇〇委員、７番〇〇〇〇委員を指名いたします。

日程第２は、議事の上程であります。なお、委員各位への議案書送付後において、別紙　議案第５号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。
このことについて、事務局より説明があります。

事務局　別紙の議案第５号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程することにつきまして説明いたします。
この議案につきまして、土地改良法に基づいてご審議をいただくもので、土地改良法施行令第１条の３第２項並びに同法施行規則第２条第３項の規定により、申出書を提出された日から７日以内に承認するか否かを決定しなければならないと規定されています。

今回は議案書発送後に申出書を提出されましたので、追加議案として上程をさせていただくものです。説明は以上です。

議　長　事務局の説明が終りました。別紙　議案第５号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として審議することについて、何かご意見はございませんか。

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

（全員賛成）

それでは、追加議案について、上程することを認めます。

最初に、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　議案第１号の説明をさせていただきます前に、議案第１号と第３号に関連する案件が１件ございます。
まず、議案書３ページの議案第１号番号４につきましては、議案書８ページ議案第３号の番号７と関連します。
議案第３号で一括して説明をいたしますので説明後に採決をお願いします。

また、議案書７ページ議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請についての番号２の案件については申請を取り下げられています。
これは、平成17年に既に農地転用の手続きを終えられていたものですが、登記地目が畑のままとされていたこともあり、転用許可を得ていることを認識されずに今回の申請をされたものでございます。
申請を受けた時点で、事務局で確認すべきものでありまして、今後はこのようなことが起こらない様、確認作業を徹底いたします。申し訳ございません。

それでは、議案第１号につきまして、担当からご説明いたします。議案第１号の説明をさせていただきます前に、議案第１号と第３号に関連する案件が１件ございます。
まず、議案書３ページの議案第１号番号５につきましては、議案書８ページ議案第３号の番号８と関連します。
議案第３号で一括して説明をいたしますので説明後に採決をお願いします。
それでは、議案第１号につきまして、担当からご説明いたします。

事務局　それでは議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について　農地法第３条第１項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書２ページをご覧ください。

番号１について、議案書に記載のとおり、川合町地先の農地１筆面積114平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が引き継いでしいたけを栽培されます。

番号２について、議案書に記載のとおり、五個荘川並町地先の農地６筆合計面積3,339平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、農地所有適格法人である譲受人が経営規模を拡大し、水稲等を栽培されます。

番号３について、議案書に記載のとおり、黄和田町地先の農地１筆面積396平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が引き継いで花木を栽培されます。

議案書３ページをご覧ください。

番号４について、議案書に記載のとおり、永源寺高野町地先の農地1筆面積228平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
なお、詳細につきましては、議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請番号７と関連しますので、議案第３号で説明させていただきます。

番号５について、議案書に記載のとおり、五個荘伊野部町地先の農地２筆合計面積1,722平方メートルについて、売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人が新規就農され、果樹を栽培されます。

番号６について、議案書に記載のとおり、川合町地先の農地５筆合計面積10,995平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営規模縮小に伴い、譲受人が引き継いで、自らが常時従事者である構成員の農地所有適格法人に取得した農地を貸し付け、水稲を栽培されます。なお、畑については季節野菜を栽培されます。

番号７について、議案書に記載のとおり、今崎町地先の農地４筆合計面積2,533平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営規模縮小に伴い、農地所有適格法人である譲受人が経営規模を拡大し、引き継いで水稲を栽培されます。

番号８について、議案書に記載のとおり、宮川町地先の農地２筆合計面積4,846平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
相続財産清算人による財産の処分に伴い、譲受人が経営規模を拡大し、引き継いで水稲を栽培されます。

議案書４ページをご覧ください。

番号９について、議案書に記載のとおり、池之尻町地先の農地２筆合計面積2,726平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化及び病気等による経営規模縮小に伴い、譲受人が経営規模拡大し、引き継いで水稲等を栽培されます。

番号10について、議案書に記載のとおり、上二俣町及び高木町地先の農地３筆合計面積5,193平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。譲渡人の農業廃止に伴い、農地所有適格法人である譲受人が経営規模を拡大し、引き継いで水稲等を栽培されます。

番号11について、議案書に記載のとおり、山上町地先の農地１筆面積1,415平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人の経営規模拡大のため、引き継いで季節野菜を栽培されます。

議案書５ページをご覧ください。

番号12について、議案書に記載のとおり、小川町地先の農地11筆合計面積6,935平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人の経営規模拡大のため、引き継いで南瓜を栽培されます。

番号13について、議案書に記載のとおり、湯屋町地先の農地１筆面積429平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が引き継いで、自らが常時従事者である構成員の農地所有適格法人に取得した農地を貸し付け、水稲を栽培されます。

番号１、３及び11について、譲受人が所有する公簿地目が農地である筆について、現況が宅地や山林になっている箇所があるため、速やかに農地法に基づく手続きを行う旨の確約書を提出いただいております。

また、番号１、４、５及び６については、譲受人の取得後においての耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

そして、番号８について、相続財産清算人が申請者となっておりますので、相続財産清算人選任書の提出をいただいております。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方は、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。
その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第３条第２項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。　以上、ご審議よろしくお願いします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
それでは、番号４を除く、番号１から番号13までについて何かご意見ございますか。はい、それでは、特にご意見もないようでございますので、採決に移ります。本案について、番号４を除く、番号１から番号13までを承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決をいたしました。

議　長　　次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局　　それでは議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案書の６ページをご覧ください。

番号１についてご説明いたします。
本件は、奈良県に居住する者が、自ら所有する下里町地先の農地３筆、面積425.14平方メートルの土地を自己用一般住宅として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地の一部分を農地転用の許可を受けずに申請人の祖父が昭和の頃から農業用倉庫としていたが、昨年の台風により農業用倉庫が一部損壊、周辺に危険が及ぶため解体、その際に防草目的で砕石を敷かれたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、自身が居住するための住宅を所有したく、実家に近く自ら所有する当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、自己用一般住宅として利用されます。
土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、盛り土を行う計画です。雨水については、前面道路側溝にて処理されます。
申請地は第１種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。
他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号２についてご説明いたします。
本件は、上羽田町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地１筆、面積117平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の父が昭和54年頃から農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請人が土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。申請理由及び土地の選定理由につきましては、農作業に必要な農機具や農業用資材等を保管する必要があり、現在畑作を行っている土地と同町地先にある、当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、農業用倉庫として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため、土地の造成は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は農振農用地区域内農地であり、原則許可できませんが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画において指定された用途に供するために行なわれるものについては、立地基準上は例外的に許可できるものです。
また、申請地は過去に軽微変更がされており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号３についてご説明いたします。
本件は、春日町に居住する者が、自ら所有する平柳町地先の農地１筆、面積462平方メートルの土地を倉庫として利用するために転用の申請があったものです。なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の父が昭和52年頃から倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請人が土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、家財道具等を保管するために母屋の隣接地にあり一体利用できる当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、倉庫として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため、土地の造成は行わず、雨水については、既設暗渠管を通じて対側の道路側溝へ排水されます。
申請地は第３種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。
他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第４条第２項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

本案につきましては、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。〇〇〇〇委員お願いします。

７番　　９月７日に、〇〇〇〇、〇〇〇〇、事務局、そして私〇〇〇〇で現地調査に行かせていただきました。４条の１から３まで順に説明をさせていただきます。まず、下里町の案件ですが、申請者は奈良県在住ということで、親の家の近くに住みたいということで申請されております。この親の家というのが、今写真に写っています、前の道、真正面になります。現地調査時に、この一部が造成されていることが発覚したため、顛末書がまだ出てない状態でした。それで改めて事務局の方から説明をしてもらって、顛末書を出してもらった次第です。許可相当かと思います。
次は２番の上羽田町の案件ですが、この車が止まっている道ですが、こちらは布施町のほうから羽田、または竜王の方へと続く道です。すぐ傍に建っていまして、横に長い建物ですが、この建物には４軒ほどが入っておられます。今回はそのうちの１件で、これも顛末案件ですけれど、問題はないかと思います。また次に改めて２件目の方が申請をされているということで、大丈夫かと思います。
次、番号３の平柳町の案件ですが、写真で見ていただきました通り、もう蔦が絡んでいる状態です。蔵があってすぐ隣が自宅ですけれど、倉庫と一体利用をするということで、こちらも顛末案件になりますが、問題はないかと思います。どうぞこの３件のご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。事務局の説明および調査報告が終わりました。順次ご意見を伺っていきたいと思います。まず番号１について、何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、番号２について、何かご意見ございますか。
よろしいですか。

それでは番号３について何かご意見ございますか。
よろしいですか。

はい。それでは、特にご意見ないようでございますので、採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって本案は可決をいたしました。

次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、及び関連します議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」の番号４を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
議案書の７ページから９ページをご覧ください。

番号１についてご説明いたします。
本件は、中羽田町に居住する者が、同町地先の農地２筆、合計面積891平方メートルの土地を売買で取得し資材置場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由については、現在借用している資材置場を返却する必要がでてきたため、事務所の隣接地にある利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、資材置場として利用される計画です。
土地の造成計画につきましては、造成等の工事は行わず現状のまま利用する計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は第３種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。
他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号３についてご説明いたします。
本件は、今崎町に所在し、土木、建築業を営む、法人で妙法寺町地先の農地１筆、面積5,174平方メートルの土地を、賃貸借により資材置場として一時利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、貸し人の所有する農地の耕土を補充するために、外部から搬入する耕土の一時保管場所が必要であり、耕土を一時保管できるだけの面積を有し、進入路も確保できる当該申請地を選定されました。
土地の利用計画について、面積5,174平方メートルの内面積2,611平方メートルを耕土置場として利用し、残りの2,563平方メートルを作業時の機械置場、10トンダンプの退避スペース及び旋回スペースとして利用する計画です。耕土を補充する農地は、申請地南側の農地及び申請地です。
申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から一年間です。
添付書類については、耕作者、地元土地改良区、水利組合及び自治会の同意書を提出されています。

また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る８月28日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号４について、ご説明いたします。
本件は、５条の番号５の案件と同一申請者による同一目的の申請ですので一括して説明いたします。
本申請者は、今崎町に所在し、土木、建築業を営み、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で番号４は、神田町地先の農地２筆、合計面積9,631平方メートルの土地を、賃貸借により砂利採取として一時利用するために転用の申請があったものです。
番号５は、蛇溝町地先の農地３筆、合計面積8,843平方メートルの土地を、賃貸借により砂利採取として一時利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、砂利採取事業を維持していくために、骨材資源である砂利を確保する必要があり、申請地隣接地で砂利採取事業を行う法人に販売するために、まとまった面積が確保でき、使用する洗浄プラントから近い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画について、番号４は市有道路からの出入り口に鉄板を敷設して養生、番号５は申請地西側にある公衆用道路からの出入り口に鉄板を敷設して養生し、両申請とも転用に係る農地をロープ又は万能塀で囲い、第三者の進入を防止されます。また、散水車にて定期的に散水し、発塵を防止されます。
掘削を行う農地は、境界線から保全区域２メートルを確保し、１対１の掘削勾配を深さ約５メートルまでバックホーで採掘、採取した後、ダンプに積込・運搬し、搬出する計画であります。採取後は、契約業者より調達した良質土を地主等が確認の上、埋め戻すこととしています。
申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から一年間です。
添付書類については、地元自治会長、土地改良区、水利組合、耕作者及び農業組合長の同意書、土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。
なお、両案件は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可についても申請されています。
また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る８月28日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

番号４の担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。
番号５の担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号６についてご説明いたします。

本件は、沖野二丁目に居住する者が、同町地先の農地１筆、面積1.73平方メートルの土地を贈与で取得し住宅として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲受人が昭和54年頃から住宅として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっております。
申請人が土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、隣接地に新築した自宅敷地が申請地に越境していること知らないまま利用されており、継続して隣接土地と一体利用するために当該申請地を選定し申請されました。
土地の利用計画につきましては、住宅として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、南側の排水路にて処理されます。
申請地は第２種農地と判断できますが、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められることから例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号７についてご説明いたします。
本件は、３条の番号４に関連する案件ですので一括して説明いたします。
５条申請の番号７については、東沖野三丁目に居住する者が、永源寺高野町地先の農地１筆、面積995平方メートルの土地を売買により取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。
３条の番号４については、譲受人が今回建設する自宅裏の家庭菜園として耕作を行うために農地を取得されます。３条の申請地は、永源寺高野町地先の農地１筆面積228平方メートルです。
５条の申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は現在アパートで暮らしていますが、手狭になってきたことから戸建て住宅の建築をしたく、当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、自己用住宅、駐車場、ドッグランとして利用されます。
土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は、第１種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。
他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号８についてご説明いたします。

本件は、福堂町所在する地縁団体が、同町地先の農地１筆、面積198平方メートルの土地を寄付で取得し駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人が平成26年頃から駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっております。
申請人が土地の所有権移転を進めていたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、自治会館前の駐車場が狭く、駐車スペースが不足しているため自治会館の近接地にある当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、車両10台分の駐車場として利用されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は第３種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号９についてご説明いたします。
本件は、彦根市に居住する者が、中一色町地先の農地４筆、合計面積846平方メートルの土地を売買により取得し、一戸建住宅及び農業機械置場として利用するため転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由については、申請人は、現在４人で賃貸アパートに居住しているが、子供が大きくなり手狭になってきたため、実家に近く父所有の農地にも近い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、一戸建住宅及び農業機械置場として利用される計画です。
土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、盛り土を行った後整地をされる計画です。雨水については、東側排水路及び南側道路側溝で処理されます。
申請地は、第１種農地であることから原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であると認められることから、立地基準上は許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号10についてご説明いたします。
本件については、近江八幡市に所在する宅地建物取引、建設工事業を営む法人が、五個荘七里町地先の農地４筆、合計面積282平方メートルの土地を売買で取得し資材置場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は近江八幡、東近江エリアにて事業を行っており、申請地の隣接地に事業用の資材を保管していますが、事業の拡大により新しく資材置場が必要になったため、利便性の高い当該土地を選定されたものです。

土地の利用計画につきましては、建設残土やアスファルトガラを保管する資材置場として利用されます。
土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、転圧仕上げとする計画で、雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は第２種農地と判断でき、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。
他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

番号11についてご説明いたします。
本件については、五個荘石塚町に所在する不動産、建設業を営む法人が、五個荘木流町地先の農地２筆、合計面積248平方メートルの土地を売買で取得し資材置場として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに所有者が申請地の一部を平成初めの頃から通路として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は東近江エリアにて事業を行っており、事業の拡大により新しく資材置場が必要になったため、資材置場として同時に取得する非農用地の隣接地である利便性の高い当該土地を選定されたものです。
土地の利用計画につきましては、建設残土やアスファルトガラを保管する資材置場の一部として利用されます。
土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、転圧仕上げとする計画で、顛末部分は現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。
申請地は第３種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。
他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、○○○○委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第５条第２項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。
また、番号３、４及び５は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。
併せて、委員長から報告を求めます。まず、番号１、６、７を○○○○委員、お願いします。

８　番　　番号１の案件です。申請地は中羽田町でございます。申請人は、事務局からの説明もありましたように個人経営主でございますし、土地所有者の方から返却してくれというようなこともございまして、いろいろ探したところ自分の事務所のすぐ横、そこに代替地として申請をされました。申請地の地目は、登記においては山林ですが現況は田となっております。実際には雑草対策のみの管理となっているようです。また事務所の隣接でもあり利便性が高く、第３種農地であり特に問題はないと思います。 次、５条の番号６につきましては、沖野二丁目の案件でございまして、家とブロック塀が建っておりまして、もうこれ以上どうしようもないというような形ですけども、越境してこちらの空き地の方に落ちてしまっているというような部分でございます。隣の方のご理解がありまして、また、顛末案件でもありますし、特に大きな問題はないと思います。それから、番号７の申請でございます。永源寺高野町です。この件は、３条と５条がございまして、この大きなエリアの中に５条の部分につきましては、家を建てるということで申請されました。地目は先ほど言いました畑、現況も畑でありまして､周囲にも畑が結構広がっているように見受けられます｡そして、黄色い部分の３条申請につきましても続き地でありまして､228平方メートルも購入していただいて家庭菜園をするということでございまして、特に大きな問題はないと思います。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。続きまして番号８、９、10、11につきまして、〇〇〇〇委員お願いします。

９　番　　まず８番の福堂町の案件ですけれど、第３種農地となっております。顛末書は提出されていますけれど、地目は田、現状は雑種地ということですが、すでに駐車場として砂利も入った状態で利用をされています。写真は左側の方が自治会館になるのですけれど、今回寄付によりましてその自治会館の駐車場として利用をされるということであります。場所としては集落の真ん中にある土地でありますので、その立地条件また現況を考えますと、許可相当であると考えます。 続きまして、９番の中一色町の案件です。１種農地というところでありますけれど、集落に接続した土地となっております。今回申請人のご実家の近くに住宅を建設ということで、将来的にはご実家の方の農業を手伝われるということでしたので、やはり将来農業をする意志のある若い方が地元に戻ってこられるというのは非常にありがたいことであるとも感じております。現況確認いたしましたところ、許可相当であると考えます。
続きまして10番の五個荘七里町の案件ですけれど、こちら第２種農地となっております｡写真の左側､空き地になっているのですけれど､こちらの方ですね、今回の申請人の方が所有されて転用の許可が下りた土地となっておりまして、順次住宅の造成と、また資材置場として利用されている状況にありまして、今回の案件につきましてもその資材置場と一体利用ということで想定をされております。現地を確認いたしましたところ、許可相当であるものと考えます。 続きまして11番の五個荘木流町の案件です。第３種農地となっております。写真にありますところにつきましては、顛末書が提出されております。地目が田ということでありますけれど、すでに舗装されておりまして通路として利用をさ

れております。こちらの畑ですけれど、こちらも資材置場として利用ということです。こちら先ほどの舗装されている方ですけれど、畑に向かうにはここを通らないといけない、資材置場ということですので、車両で入るにはこちらを通っていく必要があるかなと思います。この他の土地につきましては別の方が所有をされておりますけれど、適切にコミュニケーションがとれているということですので、トラブルになるような可能性は低いのではないかと考えております。現況を確認いたしました結果、許可相当であるものと考えます。以上です。

議　長　　ありがとうございました。続きまして番号３、４、５番につきまして、〇〇〇〇委員お願いします。

１　番　　はい。それでは、去る8月の28日の金曜日ですね、農政許認可の検討委員会を開催させていただきまして、現地確認をさせていただきましたので、報告をさせていただきます。ここの部分が、関西電力の変電所になっておりまして、そのすぐ北隣に、譲受人が耕土置場と資材置場というような形で一時転用をされるところになっております。先月の砂利採取で一時転用が出たここの部分。同じ業者が、一時転用で砂利採取の申請をされてご承認をいただいた部分であります。今回の耕土置場それから資材置場は、譲受人は同じですけれど、まったく事業内容は異なっておりますので、ここの部分はここの部分で独立しております。今回のこの一時転用の資材置場と耕土置場は、これだけで独立しております。 次の４番の砂利採取一時転用ですが、議案第３号の番号４番の砂利採取の一時転用は、ここが先月でご承認をいただいたこの部分の隣のこの辺ですね。この辺にここの事業者、譲受人とは違う譲受人が一時転用で砂利採取という形で申請をされておられます。これが番号４番です。次、番号５番。これも、先月の砂利採取の一時転用でこっちの部分で譲受人が砂利採取を申請されまして、先月でご承認をいただいた部分です。その隣で、これも業者が違いますけれども、この部分で砂利採取の一時転用ということで申請をされておられます。これはここの道からずっと砂利はダンプで搬出されるというような計画になっておられます。いずれも一時転用でございますので、許可も1年間というような形で申請されておられますので、問題は無いのかなと判断をさせていただきました。ご審議をいただきますようよろしくお願いを申します。

議　長　　ありがとうございました。事務局の説明および調査報告が終わりました。

議案第３号番号１について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号３について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは議案第３号番号７および関連します議案第１号番号４について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号５について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号６について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号７について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号８について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号９について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号10について何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは番号11について、何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは特にご意見もないようでございますので、採決に移りたいと思います。番号２を除く番号１から番号11について、を承認される方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。また、本議案につきまして、〇〇〇〇委員、
そして私の農地がございますので、関係者となります。農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席となります。なお、その間の議長は〇〇〇〇 会長職務代理者にお願いします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。
県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、今からご審議いただく農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。
なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定および所有権移転は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第２項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第３項により農業委員会の意見を聴くこととなっています。
本日の月例総会で農業委員会の意見を聴いた後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書１ページ目をご覧ください。
こちらは所有権移転について、左側に売主の名前、また右側に買主の名前を記載しています。
この所有権移転につきまして、〇〇〇〇および〇〇〇〇である〇〇〇〇に売買について地元の了承を取っていることを確認しています。また、〇〇〇〇には地元の農業組合長である〇〇〇〇に了承を取っていることを確認しております。
つづきまして、議案書２ページ目から20ページ目をご覧ください。
賃借権の設定等をひとつの促進計画で行うこととなっております。そのため、左側に土地所有者の名前、右側に耕作者の名前を記載しています。
今回、493筆、1,055,814.04平方メートルの利用権を設定いたします。
また、県の公告日は令和８年10月末を予定しています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。それでは、ここで審議に入ります前に〇〇〇〇委員、 〇〇〇〇委員には農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

（〇〇〇〇 委員、〇〇〇〇委員　退席）

本案について何かご意見はございますか。

採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成（賛成多数）と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 の入室・着席をお願いします。

（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員　　入室・着席）

議　長　　失礼しました。それでは、議長に戻ります。

次に、追加議案であります議案第５号「土地改良事業参加の申出について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第５号「土地改良事業参加の申出について」について説明いたします。
追加議案書をご覧ください。
「土地改良事業参加の申出について」とは、土地改良事業に参加する資格を有する者を変更・交替するにあたり、農業委員会の承認を得るために申出でをされるものです。

土地改良事業に参加する資格を有する者とは、土地改良法により、土地改良事業の地域内において、自らが所有する農地を自ら耕作している者。及び農地に賃借権や使用貸借権等の権利が設定されている場合は、農地の所有者から土地改良事業に参加する旨の申出を農業委員会が承認した場合以外は耕作者とされております。今回、日野川流域土地改良区の行う土地改良事業において、賃貸借により耕作者である農事組合法人に設定されていた土地改良事業の参加資格について、土地所有者が土地改良区の総代選挙に当たり、参加資格を得るため申出をされたものです。
なお、土地改良事業の概要といたしましては、添付の国営日野川土地改良事業の計画平面図、及び土地利用計画図をご覧ください。
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町の２市２町の日野川沿いに広がる水田4,762ヘクタールに対して用水の供給を行うために国営及び県営土地改良事業等で造成された施設を維持管理されるものです。受益地につきましては、ピンク色に塗られている水田及び畑に用水を供給されています。
説明は以上です。今回の申出の承認についてご審議をお願いします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。本案について、何かご意見ございますか。

特にご意見等ないようでございますので、採決に移ります。本案を承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって本案は可決をいたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております、報告第１号から第４号まで、事務局に一括して報告を求めます。

はい。他にご意見ございますでしょうか。

事務局　　報告第１号から報告第４号につきましては、農地法の許可は不要とされる案件でありまして、届出、通知等を受けたものについて、事務局で審査を行い、受理通知の交付等を行いましたので報告をするものです。

それでは、報告第１号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用の届出の報告」について説明を致します。
議案書11ページをご覧ください。
本件は、市街化区域内にある農地の権利を取得し転用をされるもので、この場合、農地法第５条の許可を必要とせず、農林水産省令で定める事項を記載した届出書をあらかじめ農業委員会へ提出しなければならないこととされています。

今回、番号１　佐野町の調剤薬局及び駐車場の案件から番号３　栄町の住宅用地の案件について、市街化区域内農地の転用に係る届出を受理し、事務局長専決により受理通知書を交付ましたので報告をさせていただきます。
報告案件の説明は以上です。

報告第２号「田畑転換等農地の形状変更届出の報告」について説明いたします。
議案書12ページをご覧ください。

本件は田んぼから畑へ農地の形状を変更されるもので、この場合、農業を継続するための変更であるため、農地法上の転用許可は不要とされていますが、本市においては「東近江市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱」を定め、２アール以上のものについて届出をしていただいているところです。

今回の案件は、下羽田町の農事組合法人が使用貸借している同町地先の農地１筆、面積3,003平方メートルの田の内1,588平方メートルを育苗施設として利用するに当たり、27センチメートル嵩上げする形状変更を行う旨の届出があったものです。
届出書及び農業経営計画書等の添付書類を完備しており、事務局長専決により、同意書を発行いたしましたので報告いたします。

次に、報告第３号「農地法第３条の３第１項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書13ページから16ページをご覧ください。

本件は相続等により、農地の権利を取得されるもので、この場合、農地法第３条の許可は不要でありますが、その旨を届出なければならないとされています。

今回、番号１から番号24につきましては、いずれも相続により所有権を取得された旨の届出を受けたものです。
なお、今回の届出人の「あっせん希望の有無」については、番号15が「有」となっておりまして、担当地区の農業委員さんと情報共有し、対応をしていただいております。
また、資料右の届出日受理通知日の欄をご覧ください。１段目は届出日、２段目は受理通知日を記載しておりますが、受理通知日の記載がない箇所が数か所あります。これは、受理通知書を希望されない場合は、発行を不要とされておりまして、届け出をされた際に受理通知書を希望されなかったことを確認しておりますので記載はしておりません。

報告第４号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。
議案書の17ページから19ページをご覧ください

本件は、農地の貸借権について合意により解約されるもので、賃貸借の場合は農林水産省令で定めるところにより、許可は不要とされていますが、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされています。
また、使用貸借については、法律上の制限はございませんが、農地台帳の管理上、使用貸借の解約についても解約通知書の提出を求めているものです。

今回、番号１から番号13につきまして、いずれも賃貸借の合意解約に係る通知を受理いたしましたのでご報告致します。

報告案件の説明は以上でございます。

議　長　　事務局の報告が終わりました。
報告第１号から第４号について何かご質問はございますか。

はい、よろしいでしょうか。それでは、特にないようでございますので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
長時間のご審議ありがとうございました。

18　番　　この委員会参加させていただいて、議案書見せていただいて確認したいことがございます。事務局それぞれの議案について説明をしていただきまして、これまでの顛末案件、是正っていうのも結構数あるなという風に思っています。これも手続きによって次回処置をするということで必要だと思っています。事務局の説明で許可基準適合しているのでという説明がございます。ですから、ここまでは採決してもいいなと私は考えておりますけども。それ以外にすべて適合するものばかりでないと思うのです。そういうものが実際に農業委員会事務局にはどれくらい寄せられているというか、相談に来られているのか。そしてもしそれがその段階で条件に該当しないので駄目だということになれば、その後その案件はどのような形で処理をされているのかどうなっているのか。そこはもう関知するところでないと言われるかもわかりませんけど。お聞きしたいなという風に思います。

事務局　　まず、顛末書をつけていただいているものについて、農地法の許可を受けることなく農地を転用した場合、農地に復旧させることが原則とはなっていますが、仮に農地転用の許可がなされていたとした場合、許可が可能と判断されるような案件につきましては、悪質な事例を除いて違反転用者に反省を促したうえで、顛末書をつけていただいたうえで許可をさせていただく、追認許可という形をとっています。で、悪質な事例というような判断になった場合は、事務局の方から窓口に来られた段階で農地に復旧の指導をさせていただいております。今年度におきましても、２回ほど農地に復旧することで指導させていただいた案件があります。そのほかに、一般基準や立地基準を満たされていない案件につきましては、許可基準を満たされていないですので、それを満たされない限り書類の方の受付はさせてもらってないというような形になっております。なので、事前にまず転用される場合は相談いただいて許可の見込みがあるかどうか、申請者さんとお話しさせていただいたうえで、許可の見込みがあるものにつきましては受付のほうさせていただいてるというような形をとらさせていただいております。以上です。

18　番　　説明でよく分かりました。けど、これは元の農地に実際に戻るのか、そこら辺の確認というかそこはどんな感じなのですか。

事務局　　今年度のものにつきましては対応している途中でして、復旧後については事務局の方で確認させてもらいます。

18　番　　わかりました。ありがとうございます。

議　長　　はい。ここへ本案に出る前までに事務局のほうで十分申請者に指導をされておりますので。ここでは特にわからないこと等を説明して聞いていただければという風に思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、長時間ご審議ありがとうございました。これで議長を終わります。長時間のご審議ありがとうございました

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議　長

６　番

７　番